

台風18号の影響による被害を受けられた方へ (栃木税務署・栃木市からのお知らせ)

台風18号の影響により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この災害により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、雑損控除又は災害減免法の適用により、平成27年分の所得税の全部又は一部が軽減される場合があります。

このため、税務署では、栃木市の協力を得て、この災害により被害を受けられた皆様を対象に次のとおり雑損控除の説明会を開催いたします。

日時	対象となる方
平成27年12月15日（火） 9:30～11:00	万・倭・旭・室・城内・神田・本・日の出・沼和田 大平地域
平成27年12月15日（火） 13:30～15:00	河合・片柳・湊・富士見・境・平井 藤岡地域
平成27年12月18日（金） 9:30～11:00	菌部・入舟・祝・柳橋・箱森・小平 西方地域
平成27年12月18日（金） 13:30～15:00	上記以外の栃木地域 都賀地域 岩舟地域

※お住まいの地域によって日時を指定させていただいておりますが、指定された日時で都合が悪い方は、都合のよい日時にご参加ください。

【会場】 栃木文化会館 大ホール

【持参いただく物】 筆記用具、電卓、修繕の内容・金額のわかるもの

【問合せ先】 栃木税務署個人課税第一部門 0282-22-1716

※裏面の「平成27年分の雑損控除等の適用に関する判定表」に沿って、

ご自身がどのケースに該当するか判定してください。

＜ 裏面もご覧ください ＞

平成 27 年分の雑損控除等の適用に関する判定表

台風 18 号の影響により、ご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた方は、雑損控除又は災害減免法の適用により、平成 27 年分の所得税等の全部又は一部を軽減される場合があります。この判定表で雑損控除等の適用の対象となるかどうかをご確認ください。

次のいずれか（又は両方）に該当しますか？

雑損控除

次の計算の結果、①または②のいずれか（又は両方）に金額がありますか？（0又はマイナスは該当しません。）

住宅及び家財等 ^(※1) の損失額	－	保険金等で補填される金額	－	所得金額の10分の1	= ①
災害関連支出 ^(※2) (災害により滅失した住宅・家財を除去するために費用等)			－	5万円	= ②

※1 雑損控除の対象となる「主な資産」

住宅、門、塀、家財（家具、什器、衣類、書籍、家電品、1個又は1組の価格が30万円以下の貴金属・書画・骨董・美術工芸品等）、車両、墓石等。

※2 雑損控除の対象となる「災害関連支出」

イ 被災資産の取壊し・除去のための支出

ロ 被災資産を使用できるようにするための支出で、災害のやんだ日の翌日から1年以内に支出した
①土砂その他障害物を除去するための支出、②原状回復のための支出（被災資産の損失額に相当する部分を除きます）、③損壊防止のための支出

（注）原状回復の支出は、住宅の修繕費（住宅の損失相当額を除きます）費用などが該当します。

ハ 被害の拡大・発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

災害減免法

住宅又は家財に受けた損害額が、その価額の2分の1以上、かつ、平成27年分の所得金額が1,000万円以下ですか？

はい

給与等の支払いを受ける際、所得税等を源泉徴収されていますか？

※ 源泉徴収票等の「源泉徴収税額」欄を確認してください。

いいえ

いいえ

確定申告が必要な方ですか？

※雑損控除等を適用する前で判定してください。

はい

はい

いいえ

確定申告していただくことで、所得税等が還付となる場合や所得税等の全部又は一部を軽減することができる場合がありますので、説明会にご出席ください。

※ 説明会以外でも事前に相談日時等を予約した上で、個別の申告相談をお受けしています。

原則として、申告手続は必要ありません。

※ 申告手続が必要ない場合でも雑損控除の金額について、その年分の所得から控除しきれない金額がある場合は、確定申告することにより翌年以後3年間繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。